

4-2 ばいじん

(1) 大気汚染防止法による規制

(法施行規則第4条、同第7条第2項、同別表第2)

ア 適用地域及び対象施設

都内全域のばい煙発生施設 (表 3-1-1)

イ 規制基準

表 4-2-1 に掲げる排出基準

次式により算出されたばいじん濃度に適用する。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : ばいじんの濃度 (単位 g/m^3)O_n : 施設の種類ごとに標準酸素濃度の値の欄に掲げる値O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (20%を超える場合は 20%とする。) (単位 %)C_s : 日本産業規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの濃度
(単位 g/m^3)

ただし、標準酸素濃度の値の欄に O_s とある施設及び熱源として電気を使用する施設
にあつては、上記の式による補正は行わない。

また、表 4-2-1 中の「番号」とは、大気汚染防止法施行令別表第 1 の項番号をいう。

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その1）

（法施行規則第4条、別表第2）

法

番号	細番号	ばい煙発生施設の種類	規模 〔最大定格 排出ガス量 万m ³ /時 （湿り）〕	標準酸素濃度の値 （%）	排出基準値（g/m ³ ）		
					一般排出基準		特別排出基準
					特別区の区域に S46.6.23 までに 設置され、又は 着工された施設 及び特別区以外 の区域に設置さ れた施設	特別区の区域に S46.6.24 から S57.5.31 までの 間に着工された 施設	特別区の区域に S57.6.1 以後に 着工された施設
1	①	ガス専焼 ボイラー （⑤以 外）	4 以上	5	0.05	0.05 又は0.05 (Os) のい ずれか厳しいもの	0.03
			4 未満		0.10	0.10	0.05
	②	液体燃焼 ボイラー （③、⑤ 以外）	20 以上	4	0.05 既設 ^{*2} は当分 0.07	0.05 又は0.05 (Os) のい ずれか厳しいもの	0.04
			4～20		0.15 既設は当分 0.18	0.15 又は0.05 (Os) のい ずれか厳しいもの	0.05
			1～4		0.25	0.25 又は0.05 (Os) のい ずれか厳しいもの	0.15
			1 未満	当分の 間 Os	0.30	0.20	0.15
	③	黒液燃焼 ボイラー （⑤以 外）	20 以上	Os	0.15 既設は当分 0.20	0.15	0.10
			4～20		0.25 既設は当分 0.35	0.20	0.15
			4 未満		0.30 既設は当分 0.35	0.20	0.15
	④	石炭燃焼 ボイラー （⑤以 外）	20 以上	6	0.10 ^{*3} 既設は当分 0.15	0.10 ^{*3}	0.05
			4～20		0.20 ^{*3} 既設は当分 0.25	0.20 ^{*3} 又は0.20 (Os) のい ずれか厳しいもの	0.10
			4 未満		0.30 ^{*3} 既設は当分 0.35	0.30 ^{*3} 又は0.20 (Os) のい ずれか厳しいもの	0.15
	⑤	触媒再生 塔付属 ボイラー		4	0.20 既設は当分 0.30	0.20 又は0.20 (Os) のい ずれか厳しいもの	0.15
⑥	固体燃料 ボイラー （①～⑤ 以外）	4 以上	当分の 間 Os	0.30	0.20	0.15	
		4 未満		0.30 既設は当分 0.40	0.20	0.20	

（つづく）

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その2）
小型ボイラー※1に係る特則 法

番号	細番号	ばい煙発生施設の種類	規模 〔最大定格 排出ガス量 万m ³ /時 (湿り)〕	標準酸素濃度の値 (%)	排出基準値 (g/m ³)				
					S60.9.9 までに 設置された施設	S60.9.10 から H2.9.9 までに 設置された施設		H2.9.10 以後設置 された施設	
						一般 排出基準	特別 排出基準	一般 排出基準	特別 排出基準
1	①	ガス専焼 ボイラー (⑤以外)		5	当分の 間適用 しない	当分の 間適用 しない	当分の 間適用 しない	当分の 間適用 しない	当分の 間適用 しない
	②	液体燃焼 ボイラー (③、⑤ 以外)	1 以上	4		0.50 ^{*4}	0.30 ^{*4}	0.30 ^{*4}	0.15 ^{*4}
			1 未満	当分の 間 Os					
	③	黒液燃焼 ボイラー (⑤以外)		Os		0.50	0.30	0.30	0.15
	④	石炭燃焼 ボイラー (⑤以外)		6		0.50	0.30	0.30	0.15
	⑤	触媒再生 塔付属 ボイラー		4		0.50 ^{*4}	0.30 ^{*4}	0.20 ^{*4}	0.15 ^{*4}
	⑥	固体燃料 ボイラー (①～⑤ 以外)		当分 の間 Os		0.50	0.30	0.30	0.20

(つづく)

- ※1 小型ボイラーとは、「伝熱面積が 10 m²未満でバーナー燃焼能力が重油換算 50L/時以上のボイラー」をいう。
- ※2 既設とは、「特別区の区域に S46.6.23 までに設置された施設及び特別区以外の区域に S57.5.31 までに設置された施設」をいう。
- ※3 発熱量 5,500kcal/kg 以下の石炭のみを燃焼させるものは 0.45
- ※4 軽質燃料（灯油、軽油、A重油）を専焼させるもの、ガス及び軽質燃料を混焼させるものについては当分の間適用しない。

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その3）

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その3）							法
番号	細番号	ばい煙発生施設の種類の種類	規模 〔最大定格 排出ガス量 万m ³ /時 (湿り)〕	標準酸素濃度の濃度値 (%)	排出基準値 (g/m ³)		
					一般排出基準		特別排出基準
					特別区の区域にS46.6.23までに設置され、又は着工された施設及び特別区以外の区域に設置された施設	特別区の区域にS46.6.24からS57.5.31までの間に着工された施設	特別区の区域にS57.6.1以後に着工された施設
2	①	ガス発生炉		7	0.05	0.05	0.03
	②	加熱炉		7	0.10	0.10 又は0.10 (Os)のいずれか か厳しいもの	0.03
3	①	焙焼炉	4以上	Os	0.10	0.10	0.05
			4未満		0.15	0.15	0.10
	②	フェロマンガ ン製造用焼結炉		Os	0.20	0.20	0.10
	③	焼結炉 (②以外)		Os	0.15	0.15	0.10
④	煏 ^か 焼炉	4以上	Os	0.20 ただし、既設 は当分0.25	0.20	0.10	
		4未満		0.25 ただし、既設 は当分0.30	0.20	0.15	
4	①	高炉		Os	0.05	0.05	0.03
	②	溶鉱炉 (①以外)		Os	0.15	0.15	0.08
	③	転炉		Os	0.10 ただし、燃焼 型で既設は当 分0.13	0.10	0.08
	④	平炉	4以上	Os	0.10	0.10	0.05
4未満			0.20		0.20	0.10	
5		金属溶解 炉	4以上	Os	0.10	0.10	0.05
			4未満		0.20 ただし、アルミ ニウムの用に供 する反射炉は当 分0.30	0.20	0.10

(つづく)

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その4）

法							
番号	細番号	ばい煙発生施設の 種類	規模 〔最大定格 排出ガス量 万m ³ /時 (湿り)〕	標準酸 素濃度 の値 (%)	排出基準値 (g/m ³)		
					一般排出基準		特別排出基準
					特別区の区域に S46.6.23 までに 設置され、又は着 工された施設 及び特別区以外の 区域に設置された 施設	特別区の区域 に S46.6.24 か ら S57.5.31 ま での間に着工 された施設	特別区の区域に S57.6.1 以後に 着工された施設
6		金属 加熱炉	4 以上	当分 の間 Os	0.10 ただし、既設 は当分 0.15	0.10	0.08
			4 未満		0.20 ただし、既設 は当分 0.25	0.20	0.10
7		石油 加熱炉	4 以上	6	0.10	0.10 又は0.10 (Os) のい ずれか 厳しいもの	0.05
			4 未満		0.15 ただし、潤滑油の 用に供する 1 万 m ³ /時未満で既設 は当分 0.18	0.15 又は0.10 (Os) のい ずれか 厳しいもの	0.08
8		触媒 再生塔		6	0.20 ただし、既設 は当分 0.30	0.20	0.15
8-2		燃焼炉		8	0.10	0.10 又は0.10 (Os) のい ずれか 厳しいもの	0.05
9	①	土中釜 (石灰焼 成炉に限 る)		15	0.40	0.40 又は0.40 (Os) のい ずれか 厳しいもの	0.20
	②	石灰 焼成炉 (①以 外)		15	0.30	0.30 又は0.30 (Os) のい ずれか 厳しいもの	0.15
	③	セメント 焼成炉		10	0.10	0.10 ただし、4 万m ³ /時 以上のものにあっ ては0.10 (Os) のい ずれか 厳しいもの	0.05
	④	耐火レン ガ、耐火 物原料製 造用焼成 炉	4 以上	18	0.10	0.10 又は0.10 (Os) のい ずれか 厳しいもの	0.05
4 未満			0.20		0.20 又は0.20 (Os) のい ずれか 厳しいもの	0.10	

(つづく)

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その5）

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その5）							法
番号	細番号	ばい煙発生施設の 種類	規模 〔最大定格 排出ガス量 万m ³ /時 (湿り)〕	標準酸 素濃 度の 値 (%)	排出基準値 (g/m ³)		
					一般排出基準		特別排出基準
					特別区の区域に S46.6.23 までに 設置され、又は 着工された施設 及び特別区以外 の区域に設置さ れた施設	特別区の区域 に S46.6.24 から S57.5.31 ま での間に着工 された施設	特別区の区域に S57.6.1 以後に着 工された施設
9	⑤	焼成炉 (①~④ 以外)	4以上	当分の 間Os	0.15	0.10	0.08
			4未満		0.25	0.20	0.15
	⑥	板ガラス、 ガラス織 維製品製 造用溶融 炉	4以上	15	0.10	0.10 又は0.10 (Os) のい ずれか厳 しいもの	0.05
			4未満		0.15	0.15	0.08
	⑦	光学ガラ ス、電気 ガラス、 フリット 製造用 溶融炉	4以上	16	0.10	0.10 ただし、る つぼ炉以 外のもの にあつて は0.10 (Os) のい ずれか厳 しいもの	0.05
			4未満		0.15 ただし、既 設は当分 0.30	0.15	0.08
	⑧	溶融炉 (⑥、⑦ 以外)	4以上	15	0.10	0.10 ただし、る つぼ炉以 外のもの にあつて は0.10 (Os) のい ずれか厳 しいもの	0.05
			4未満		0.20	0.20 ただし、る つぼ炉以 外のもの にあつて は0.20 (Os) のい ずれか厳 しいもの	0.10
10		反応炉、 直火炉	4以上	6 た だ し、 当 分 の 間 Os	0.15	0.10	0.08
			4未満		0.20 ただし、活 性炭の用 に供する 1万m ³ /時 未満で既 設は当分 0.30	0.20	0.10 ただし、活 性炭の用 に供する 1万m ³ /時 未満の ものにあ つては当 分0.15

(つづく)

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その6）

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その6）							法
番号	細番号	ばい煙発生施設の種類の種類	規模 最大定格 排出ガス量 万m ³ /時 (湿り)	標準酸 素濃 度の 値 (%)	排出基準値 (g/m ³)		
					一般排出基準		特別排出基準
					特別区の区域に S46.6.23 までに 設置され、又は 着工された施設 及び特別区以外 の区域に設置さ れた施設	特別区の区域 に S46.6.24 から S57.5.31 ま での間に着工 された施設	特別区の区域に S57.6.1 以後に着 工された施設
11	①	骨材 乾燥炉		16 (直接 熱風乾 燥炉は Os)	0.50 ただし、2 万 m ³ /時未満で既 設は当分0.60	0.50 又は0.40 (Os) のい ずれか 厳しいもの	0.20
	②	乾燥炉 (①以 外)	4以上	16 (直接 熱風乾 燥炉は Os)	0.15	0.15 又は0.10 (Os) のい ずれか 厳しいもの	0.08
			4未満		0.20 既設は当分 1~4 万 m ³ /時 は0.30 0~1 万 m ³ /時 は0.35	0.20 又は0.20 (Os) のい ずれか 厳しいもの	0.10
12	①	合金鉄 (珪素含 有率 40% 以上) 製造用 電気炉		Os	0.20	0.20	0.10
	②	合金鉄 (珪素含 有率 40%未 満)、 カーバイ ド 製造用 電気炉		Os	0.15	0.15	0.08
	③	電気炉 (①、② 以外)		Os	0.10	0.10	0.05
13		廃棄物 焼却炉	焼却能力 4 t/時以上	12	0.04 (H10.7.1 以降に設置) 0.08 (H10.6.30 までに設置)		
			焼却能力 2~4 t/時		0.08 (H10.7.1 以降に設置) 0.15 (H10.6.30 までに設置)		
			焼却能力 2 t/時未満		0.15 (H10.7.1 以降に設置) 0.25 (H10.6.30 までに設置)		

(つづく)

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その7）

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その7）							法
番号	細番号	ばい煙発生施設の種類の種類	規模 〔最大定格 排出ガス量 万m ³ /時 (湿り)〕	標準酸素濃度の濃度値 (%)	排出基準値 (g/m ³)		
					一般排出基準		特別排出基準
					特別区の区域にS46.6.23までに設置され、又は着工された施設及び特別区以外の区域に設置された施設	特別区の区域にS46.6.24からS57.5.31までの間に着工された施設	特別区の区域にS57.6.1以後に着工された施設
14	①	銅、鉛、亜鉛精錬用焙焼炉	4以上	Os	0.10	0.10	0.05
			4未満		0.15	0.15	0.08
	②	銅、鉛、亜鉛精錬用焼結炉		Os	0.15	0.15	0.10
	③	銅、鉛、亜鉛精錬用溶鉱炉		Os	0.15	0.15	0.08
	④	銅、鉛、亜鉛精錬用転炉		Os	0.15	燃焼型 0.15 燃焼型以外 0.10	0.08
	⑤	銅、鉛、亜鉛精錬用溶解炉	4以上	Os	0.10	0.10	0.05
4未満			0.20 ただし、1万m ³ /時未満で既設は当分0.30		0.20	0.10	
⑥	銅、鉛、亜鉛精錬用乾燥炉	4以上	16 (直接熱風乾燥炉はOs)	0.15 ただし、気流搬送方のもので既設は当分0.18	0.15 又は0.10 (Os)のいずれか厳しいもの	0.08	
		4未満		0.20 ただし、既設は当分0.30	0.20 又は0.20 (Os)のいずれか厳しいもの	0.10	
18		活性炭製造用反応炉		6	0.30	0.30	0.15
20		アルミニウム精錬用電解炉		Os	0.05	0.05	0.03
21	①	燐等製造用焼成炉		15	0.15	0.15	0.08
	②	燐等製造用溶解炉		Os	0.20	0.20	0.10

(つづく)

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その8）

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その8）						法	
番号	細番号	ばい煙発生施設の種類の種類	規模 〔最大定格 排出ガス量 万m ³ /時 (湿り)〕	標準酸素濃度の濃度値 (%)	排出基準値 (g/m ³)		
					一般排出基準		特別排出基準
					特別区の区域にS46.6.23までに設置され、又は着工された施設及び特別区以外の区域に設置された施設	特別区の区域にS46.6.24からS57.5.31までの間に着工された施設	特別区の区域にS57.6.1以後に着工された施設
23	①	トリポリ リン酸ナトリウム 製造用 乾燥炉		16 (直接熱風乾燥炉はOs)	0.10	0.10 ただし、4万m ³ /時以上のもの にあつては0.10 (Os)のいずれか か厳しいもの	0.05
	②	トリポリ リン酸ナトリウム 製造用 焼成炉		15	0.15	0.15	0.08
24		鉛二次精錬用 溶解炉	4以上	Os	0.10	0.10	0.05
			4未満		0.20	0.20	0.10
25		鉛蓄電池製造用の 溶解炉	4以上	Os	0.10	0.10	0.05
			4未満		0.15	0.15	0.08
26	①	鉛系顔料製造用 溶解炉	4以上	Os	0.10	0.10	0.05
			4未満		0.15	0.15	0.08
	②	鉛系顔料製造用 反射炉		Os	0.10	0.10	0.05
	③	鉛系顔料製造用 反応炉 (硝酸鉛製造用を除く)		6 (鉛酸化物製造用はOs)	0.05	0.05	0.03
28		コークス炉		7	0.15	0.15	0.10

(つづく)

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その9）

					法	
番号	細番号	ばい煙発生施設の種類	規模 〔最大定格排出ガス量 万m ³ /時 (湿り)〕	標準酸素濃度の値 (%)	排出基準値 (g/m ³)	
					一般排出基準	特別排出基準
					特別区以外の区域にS63.2.1以降に着工された施設	特別区の区域にS63.2.1以降に着工された施設
29		ガスタービン (非常用を除く)		16	0.05	0.04
30		ディーゼル機関 (非常用を除く)		13	0.10	0.08

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その10）

						法
番号	細番号	ばい煙発生施設の種類	規模	標準酸素濃度の値 (%)	特別区の区域にH3.1.31までに設置され又は着工された施設及び特別区以外の区域に設置された施設	特別区の区域にH3.2.1以後に着工された施設
					特別排出基準	
31		ガス機関 (非常用を除く)		0	0.05	0.04
32		ガソリン機関 (非常用を除く)		0	0.05	0.04

備考

- 1 燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）には適用しない。
- 2 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。
- 3 非常用の29項から32項までの施設については、当分の間、この基準を適用しない。

(2) 環境確保条例による規制

1) 適用地域及び対象施設

都内全域の工場・指定作業場に設置されるばい煙施設

2) 規制基準

ア 工場 ①総排出量に係る基準、②ばい煙施設に係る基準（表 4-2-2）

イ 指定作業場 ばい煙施設に係る基準（表 4-2-3）

ウ 集じん装置の設置義務（表 4-2-4）

3) 排出量の算定

ばいじんの量の測定は、JIS Z8808 に定める方法による。

基準値は次の式により算出されたばいじん量に適用する。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C：ばいじんの量（単位 g）

O_n：施設の種類ごとの標準酸素濃度の値の欄に掲げる値。ただし、同欄に O_s とある施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては、当該施設ごとの O_s と同じ値とする。

O_s：総排出物中の酸素濃度（20%を超える場合は 20%とする。）（単位 %）

C_s：日本産業規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量（単位 g）

ア-① 工場の総排出量に係る基準（条例第 68 条、別表 7 1 (2) ア (ア)）

条例

$$D = \frac{(d_1q_1 + d_2q_2 + d_3q_3 + \dots) \times C + (d'_1q'_1 + d'_2q'_2 + d'_3q'_3 + \dots)}{q_1 + q_2 + q_3 + \dots + q'_1 + q'_2 + q'_3 + \dots}$$

D：工場からの許容排出濃度（単位 g/m³）

d：特別区の区域に S46.6.24 までに設置され、若しくは着工された施設及び特別区以外の区域に設置された施設について、施設ごとの表 4-2-2 の基準値の㊸の欄に掲げる値

又は、特別区の区域に S46.6.25 以後 S57.5.31 までの間に着工された施設について、施設ごとの表 4-2-2 の基準値の㊹の欄に掲げる値

d'：特別区の区域に昭和 S57.6.1 以後に着工された施設について、施設ごとの表 4-2-2 の基準値の㊸の欄に掲げる値

q：特別区の区域に S57.5.31 までに設置され、又は着工された施設及び特別区以外の区域に設置された施設について、施設ごとの総排出物の量を次の式により換算した値

$$q = \frac{21 - O_s}{21 - O_n} \cdot q_s$$

(つづく)

この式において、 O_s 、 O_n 及び q_s は、それぞれ次の値を表すものとする。

O_s : 施設ごとの総排出物中の酸素の濃度
(20%を超える場合は 20%とする。)(単位 %)

O_n : 施設ごとの表 4-2-2 の標準酸素濃度の値の欄に掲げる値。ただし、同欄に O_s とある施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては、当該施設ごとの O_s と同じ値とする。

q_s : 施設ごとの総排出物の量 (単位 $m^3/時$)

q' : 特別区の区域に S57.6.1 以後に着工された施設について、施設ごとの総排出物の量を次の式により換算した値

$$q' = \frac{21 - O_s}{21 - O_n} \cdot q_s$$

この式において、 O_s 、 O_n 及び q_s' は、それぞれ次の値を表すものとする。

O_s : 施設ごとの総排出物中の酸素の濃度
(20%を超える場合は 20%とする。)(単位 %)

O_n : 施設ごとの表 4-2-2 の標準酸素濃度の値の欄に掲げる値。ただし、同欄に O_s とある施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては、当該施設ごとの O_s と同じ値とする。

q_s' : 施設ごとの総排出物の量 (単位 $m^3/時$)

C:付表左欄に掲げる dq 及び $d'q'$ の和の値ごとに同表の右欄に掲げる値
付表

dq 及び $d'q'$ の和の値	C の値
10,000 未満	1.00
10,000～30,000	0.95
30,000 以上	0.90

ア② 工場のばい煙施設に係る基準（別表7 1 (2) ア (イ)）

表 4-2-2 ばい煙施設ごとのばいじん排出基準（工場）（その1）

条例

施設の種類	施設の規模 総排出物の量 万m ³ /時 (湿り)	標準酸素濃度の値 (%)	基準値 (g/m ³)			
			㊦ 特別区の区域にS46.6.24までに設置され、又は着工された施設及び特別区域以外の区域に設置された施設	㊧ 特別区の区域にS46.6.25からS57.5.31までの間に着工された施設	㊨ 特別区の区域にS57.6.1以後に着工された施設	
方式・用途による区分						
1 ボイラー	1 ガスを専焼させるもの(5号に掲げるものを除く。)	4以上	5	0.05	0.05	0.03
		4未満		0.10	0.10	0.05
	2 重油その他の液体燃料を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの (3号及び5号に掲げるものを除く。)	20以上	4	0.05	0.05	0.04
		4~20		0.15	0.05	0.05
		1~4		0.25	0.20	0.15
	3 紙パルプ製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの (5号に掲げるものを除く。)	20以上	Os	0.15	0.15	0.10
		4~20		0.25	0.20	0.15
		4未満		0.30	0.20	0.15
	4 石炭を燃焼させるもの (5号に掲げるものを除く。)	20以上	6	0.10	0.10	0.05
		4~20		0.20	0.20	0.10
		4未満		0.30	0.20	0.15
	5 石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうちの触媒再生塔に附属するもの		4	0.20	0.20	0.15
6 1から5までに掲げるもの以外のもの	4以上	Os	0.30	0.20	0.15	
	4未満		0.30	0.20	0.20	
2 水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉		7	0.05	0.05	0.03	
3 水性ガス又は油ガス発生の用に供する加熱炉		7	0.10	0.10	0.03	

(つづく)

表 4-2-2 ばい煙施設ごとのばいじん排出基準（工場）（その2）

条例

施設の種類	施設の規模 (総排出物の量 万m ³ /時 (湿り))	標準酸素濃度の値 (%)	基準値 (g/m ³)			
			㊦ 特別区の区域に S46.6.24 ま でに設置され、 又は着工され た施設及び 特別区域以外 の区域に設置 された施設	㊧ 特別区の区域 に S46.6.25 か ら S57.5.31 ま での間に着工 された施設	㊨ 特別区の区 域に S57.6.1 以後に着工 された施設	
4 金属 の精錬又 は無機化 学工業品 の製造の 用に供す る焙焼炉	1 銅、鉛又は亜鉛 の精錬の用に供す るもの	4 以上	Os	0.10	0.10	0.05
		4 未満		0.15	0.15	0.08
	2 1 に掲げるも の以外のもの	4 以上		0.10	0.10	0.05
		4 未満		0.15	0.15	0.10
5 金属 の精錬又 は無機化 学工業品 の製造の 用に供す る焼結炉 (ペレッ ト焼成炉 を含む。)	1 フェロマンガン の製造の用に供 するもの		Os	0.20	0.20	0.10
		2 1 に掲げるも の以外のもの		0.15	0.15	0.10
6 金属の精錬又は無機化 学工業品の製造の用に供す る煅焼炉		4 以上	Os	0.20	0.20	0.10
		4 未満		0.25	0.20	0.15
7 金属の 精錬の用 に供する 転炉	1 銅、鉛又は亜鉛 の精錬の用に供す るもの		Os	0.15	燃焼型 0.15 燃焼型以外 0.10	0.08
		2 1 に掲げる以 外のもの		0.10		0.10
8 金属の精錬の用に供する 平炉		4 以上	Os	0.10	0.10	0.05
		4 未満		0.20	0.20	0.10
9 金属 の精製又 は鑄造の 用に供す る溶解炉	1 銅、鉛又は亜鉛 の精錬の用に供す るもの及び鉛の二 次精錬（鉛合金の 製造を含む。）又は 鉛の管、板若しく は線の製造の用に 供するもの	4 以上	Os	0.10	0.10	0.05
		4 未満		0.20	0.20	0.10

(つづく)

表 4-2-2 ばい煙施設ごとのばいじん排出基準（工場）（その3）

条例

施設の種類	施設の規模 (総排出物の量 万m ³ /時 (湿り))	標準酸素濃度の値 (%)	基準値 (g/m ³)			
			㊦ 特別区の区域にS46.6.24までに設置され、又は着工された施設及び特別区域以外の区域に設置された施設	㊧ 特別区の区域にS46.6.25からS57.5.31までの間に着工された施設	㊨ 特別区の区域にS57.6.1以後に着工された施設	
9 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	2 鉛蓄電池又は鉛系顔料の製造の用に供するもの	4 以上	Os	0.10	0.10	0.05
		4 未満		0.15	0.15	0.08
	3 1及び2に掲げるもの以外のもの	4 以上	Os	0.10	0.10	0.05
		4 未満		0.20	0.20	0.10
10 金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理若しくは熔融メッキの用に供する加熱炉	4 以上	Os	0.10	0.10	0.08	
	4 未満		0.20	0.20	0.10	
11 石油製品、石油化学製品又はコーラル製品製造の用に供する加熱炉	4 以上	6	0.10	0.10	0.05	
	4 未満		0.15	0.10	0.08	
12 窯業製品の製造の用に供する焼成炉	1 石灰焼成炉のうち土中釜	15	0.40	0.40	0.20	
	2 石炭焼成炉のうち土中釜以外のもの		0.30	0.30	0.15	
	3 セメントの製造の用に供するもの	10	0.10	0.10	0.05	
	4 耐火れんが又は耐火物原料の製造の用に供するもの	4 以上	18	0.10	0.10	0.05
		4 未満		0.20	0.20	0.10
	5 1から4までに掲げるもの以外のもの	4 以上	Os	0.15	0.10	0.08
4 未満		0.25		0.20	0.15	

(つづく)

表 4-2-2 ばい煙施設ごとのばいじん排出基準（工場）（その4）

条例

施設の種類	施設の規模 〔総排出物の量 万m ³ /時 (湿り)〕	標準酸素濃度の値 (%)	基準値 (g/m ³)			
			㊦ 特別区の区域にS46.6.24までに設置され、又は着工された施設及び特別区域以外の区域に設置された施設	㊧ 特別区の区域にS46.6.25からS57.5.31までの間に着工された施設	㊨ 特別区の区域にS57.6.1以後に着工された施設	
方式・用途 による区分						
13 窯業製品の製造の用に供する溶融炉	1 板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む。）の製造の用に供するもの	4 以上	15	0.10	0.10	0.05
		4 未満		0.15	0.15	0.08
	2 光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの	4 以上	16	0.10	0.10	0.05
		4 未満		0.15	0.15	0.08
	3 1及び2に掲げるもの以外のもの	4 以上	15	0.10	0.10	0.05
		4 未満		0.20	0.20	0.10
14 窯業製品の製造の用に供する加熱炉		15	0.20	0.20	0.10	
15 無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	1 鉛系顔料の製造の用に供する反応炉		6 (鉛酸化物製造用はOs)	0.05	0.05	0.03
	2 1に掲げるもの以外のもの	4 以上	Os	0.15	0.10	0.08
		4 未満		0.20	0.20	0.10

(つづく)

表 4-2-2 ばい煙施設ごとのばいじん排出基準（工場）（その5）

条例

施設の種類	施設の規模 (総排出物の量 万m ³ /時 (湿り))	標準酸素濃度の値 (%)	基準値 (g/m ³)			
			㊦ 特別区の区域に S46.6.24 ま でに設置され、 又は着工され た施設及び 特別区域以外 の区域に設置 された施設	㊧ 特別区の区域 に S46.6.25 か ら S57.5.31 ま での間に着工 された施設	㊨ 特別区の区域 に S57.6.1 以後 に着工された 施設	
方式・用途 による区分						
16 乾燥 炉	1 骨材乾燥の用 に供するもの		16 (直接 熱風乾 燥炉は Os)	0.50	0.40	0.20
	2 銅、鉛又は亜鉛 の精錬の用に供す るもの	4 以上		0.15	0.10	0.08
		4 未満		0.20	0.20	0.10
	3 トリポリリン酸 ナトリウムの製造 (原料としてリン酸 石を使用するもの に限る。)の用に供 するもの			0.10	0.10	0.05
	4 1から3までに 掲げるもの以外の もの	4 以上		0.15	0.10	0.08
		4 未満		0.20	0.20	0.10
17 金属 の精製若 しくは精 錬、製鉄、 製鋼又は 合金若し しくはカー バイトの 製造の用 に供する 電気炉	1 合金鉄(珪素の 含有率が 40%以 上のものに限る。) の製造の用に供す るもの		Os	0.20	0.20	0.10
	2 合金鉄(珪素の 含有率が 40%未 満のものに限る。) 又はカーバイトの 製造の用に供する もの			0.15	0.15	0.08
	3 1及び2に掲げ るもの以外のもの			0.10	0.10	0.05

(つづく)

表 4-2-2 ばい煙施設ごとのばいじん排出基準（工場）（その6）

条例

施設の種類	施設の規模 (総排出物の量 万m ³ /時 (湿り))	標準酸 素濃度 の値 (%)	基準値 (g/m ³)			
			㊦ 特別区の区域 に S46.6.24 ま でに設置され、 又は着工され た施設及び 特別区域以外 の区域に設置 された施設	㊧ 特別区の区域 に S46.6.25 か ら S57.5.31 ま での間に着工 された施設	㊨ 特別区の区域 に S57.6.1 以後 に着工された 施設	
18 廃棄物焼却炉	1 焼却能力が 4 t / 時以上	12	0.04 (H10.7.1 以降に設置) 0.08 (H10.6.30 までに設置)			
	2 焼却能力が 2~4 t / 時		0.08 (H10.7.1 以降に設置) 0.15 (H10.6.30 までに設置)			
	3 焼却能力が 200 kg~2 t / 時		0.15 (H10.7.1 以降に設置) 0.25 (H10.6.30 までに設置)			
	4 焼却能力が 200 kg / 時未満		0.15 (H10.9.1 以降に設置) 0.25 (H10.8.31 までに設置)			
(注) S46.6.25 から H10.6.30 までの間に特別区の区域において、設置の工事が着手されたもの(焼却能力が 200 kg / 時未満のものを除く。)に係る排出基準は、当該施設に係る改正前の排出基準による許容限度又は改正後の排出基準による許容限度のいずれか厳しいものとする。						
改正前の 排出基準	1 連続式のもの	4 以上	Os	0.15	0.10	0.08
		4 未満		0.50	0.20	0.15
	2 1 に掲げるもの 以外のもの			0.50	0.40	0.25
19 空き缶再生の用に供する蒸し焼き炉		Os	0.50	0.40	0.25	
20 3、10、11 及び 14 の項 に掲げる加熱炉以外の加熱 炉	4 以上	Os	0.10	0.10	0.08	
	4 未満		0.20	0.20	0.10	

備考

- 1 燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）には適用しない。
- 2 ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

② 指定作業場に係る基準（条例第 68 条、同別表第 7 1 (2) イ）

表 4-2-3 ばい煙施設ごとのばいじん排出基準（指定作業場）

				条例		
施設の種類	方式・用途 による区分	施設の 規模 (総排出物 の量 万m ³ /時 (湿り))	標準酸 素濃度 の値 (%)	基準値 (g/m ³)		
				㊦ 特別区の区域 に S46.6.24 ま でに設置され、 又は着工され た施設及び 特別区域以外 の区域に設置 された施設	㊧ 特別区の区域 に S46.6.25 か ら S57.5.31 ま での間に着工 された施設	㊨ 特別区の区域 に S57.6.1 以後 に着工された 施設
1 ボイ ラー	1 ガスを専焼 させるもの	4 以上	5	0.05	0.05	0.03
		4 未満		0.10	0.10	0.05
	2 重油その他の 液体燃料を専焼さ せるもの並びにガ ス及び液体燃料を 混焼させるもの	20 以上	4	0.05	0.05	0.04
		4～20		0.15	0.05	0.05
		1～4		0.25	0.20	0.15
	3 石炭を燃焼さ せるもの	1 未満	Os	0.30	0.20	0.15
		20 以上	6	0.10	0.10	0.05
	4～20	0.20		0.20	0.10	
	4 未満	0.30		0.20	0.15	
	4 1 から 3 までに 掲げるもの以外の もの	4 以上	Os	0.30	0.20	0.15
4 未満		0.30		0.20	0.20	
18 廃棄 物焼却炉	1 焼却能力が 4 t/時以上		12	0.04 (H10.7.1 以降に設置) 0.08 (H10.6.30 までに設置)		
	2 焼却能力が 2～4 t/時			0.08 (H10.7.1 以降に設置) 0.15 (H10.6.30 までに設置)		
	3 焼却能力が 200 kg～2 t/時			0.15 (H10.7.1 以降に設置) 0.25 (H10.6.30 までに設置)		
	4 焼却能力が 200 kg/時未満			0.15 (H10.8.31 以降に設置) 0.25 (H10.8.31 までに設置)		
(注) S46.6.25 から H10.6.30 までの間に特別区の区域において、設置の工事が着手されたもの（焼却能力が 200 kg/時未満のものを除く。）に係る排出基準は、当該施設に係る改正前の排出基準による許容限度又は改正後の排出基準による許容限度のいずれか厳しいものとする。						
改正前の 排出基準	1 連続式のもの	4 以上	Os	0.15	0.10	0.08
		4 未満		0.50	0.20	0.15
	2 1 に掲げるも の以外のもの			0.50	0.40	0.25

備考

- この表に掲げるばいじんの量は、工場のばいじんの量の算出方法の例による。
- 燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）には適用しない。
- ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1 工程の平均の量とする。

4) 集じん装置設置義務（条例第 70 条、条例施行規則第 23 条、同別表第 3）

工場・指定作業場に設置されているばい煙施設（表 3-1-3）のうち、下表左欄に掲げる施設については、右欄に掲げる集じん装置を設置しなければならない。

（注）指定作業場については、※印の施設についてのみ適用する。

表 4-2-4 集じん装置を設置するばい煙施設等の基準（その 1）

条例

ばい煙施設の種類	用途・規模の区分	集じん装置
1 ※ボイラー （伝熱面積が 5 m ² 以上のものに 限る。）	木屑を燃料として使用 するもの	遠心力集じん装置（マルチサイ クロン方式のものに限る。）又 はこれと同等以上の性能を有 するもの
	微粉炭を燃料として使用 するもの	電気集じん装置又はこれと同 等以上の性能を有するもの
	その他の石炭を燃料と して使用するもの（使用 量が 1 t / 日以上のもの に限る。）	遠心力集じん装置（マルチサイ クロン方式のものに限る。）又 はこれと同等以上の性能を有 するもの
	重油を燃料として使用 するもので自家用電気 の発電を行うもの	
2 金属の精錬又は無機化学工業 品の製造の用に供する焙焼炉又は 焼結炉		洗浄集じん装置、ろ過集じん装 置又はこれと同等以上の性能 を有するもの
3 金属の精錬の用に供する転炉		ろ過集じん装置又はこれと同 等以上の性能を有するもの
4 金属の精錬の用に供する平炉		乾式電気集じん装置又はこれ と同等以上の性能を有するも の
5 金属の精製又は鋳造の用に供 する溶解炉 （羽口面断面積が 0.5 m ² 以上であ るか又は重油用バーナーの容量が 50L / 時以上のものに限る。）		洗浄集じん装置、ろ過集じん装 置又はこれと同等以上の性能 を有するもの
6 金属の鋳造若しくは圧延又は 金属若しくは金属製品の熱処理の 用に供する加熱炉 （重油用バーナーの容量が 400L / 時以上のものに限る。）		遠心力集じん装置（マルチサイ クロン方式のものに限る。）又 はこれと同等以上の性能を有 するもの
7 溶融亜鉛メッキの用に供する 加熱炉 （火格子面積が 1 m ² 以上であるか 又は重油用バーナーの容量が 50L / 時以上のものに限る。以下 8 の 項及び 9 の項に掲げる施設におい て同じ。）		洗浄集じん装置、ろ過集じん装 置又はこれらと同等以上の性 能を有するもの

(つづく)

表 4-2-4 集じん装置を設置するばい煙施設等の基準（その2）

条例

ばい煙施設の種類	用途・規模の区分	集じん装置
8 ガラスの製造の用に供する加工炉		遠心力集じん装置（マルチサイクロン方式のものに限る。）又はこれと同等以上の性能を有するもの
9 アスファルト用骨材の乾燥の用に供する乾燥炉		遠心力集じん装置と洗浄集じん装置の併用方式によるもの
10 製鋼の用に供する電気炉		ろ過集じん装置又はこれと同等以上の性能を有するもの
11 ※廃棄物焼却炉 (火格子面積が 2 m ² 以上のものに限る。)	総排出物量が 4 万 m ³ /時以上（バッチ燃焼式は 20 万 m ³ /時以上）のもの	乾式電気集じん装置又はこれと同等以上の性能を有するもの
	総排出物量が 4 万 m ³ /時未満（バッチ燃焼式は 20 万 m ³ /時未満）のもの	遠心力集じん装置（連続式及びバッチ式のものにあつてはマルチサイクロン方式のものに限る。）又はこれと同等以上の性能を有するもの